

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-114
許認可等の種類	施行予定者が定められている際の建築許可			
根拠法令条例等・条項	都市計画法第57条の3第1項			
許認可等の概要	施行予定者が定められている都市計画施設の区域内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設については、都道府県知事の許可を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(審査基準)</p> <p>1 申請に係る行為が、現在の土地利用の維持管理的なものであって、社会通念上妥当でやむを得ないと認められるとき。</p> <p>2 当該都市計画事業の施行者との協議を了したものであること。</p> <p>(許可の方針)</p> <p>施行予定者に関する都市計画決定から2年以内に当該都市計画事業の認可等の申請をしなければならず、事業執行に障害となる行為を認めるべき必要がないことから、原則的に不許可の扱いとする。</p>			
基準の制定根拠	建設省監修の都市計画法の運用Q&Aによる(法65条準拠)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日(市町村・建設事務所10日、県庁20日)			
期間の制定根拠				